

## 条例の中心となる条文

	条例の中心となる条文	理由
1	14参加・協働の推進 22市の執行機関の基本事項	14市民があらゆる面でまちづくりに参画できる環境を述べている 22上記をバックアップするためのしくみづくり
2	参加・協働の原則に関するもの(「15参加の権利と責務」の内容については、市民と行政の立場から挙げられるものを整理し、全体での再検討をお願いします) ○情報共有の原則、北本の特色を掲げたもの	市及び市民が、双方の立場で何をすべきか何ができるかを判断し、市全体の満足度が高まるよう条例が活かされたいと思います。 そのため、情報を共有し、北本らしいまちづくりの構想を持って、主体は住民という認識のもとに参画協働していくことが望ましいと考えます。
3	前文	前文には条例の背景、ねらい、意義等基本となる理念、考え方が盛り込まれているべきものであり、前文を読めばその条例の半ばは理解できるものであるべきものだから。
4	市民の権利と責務、行政の責務、市民の参画と協働の推進	市民の参画と協働によるまちづくりを実現するためには、市民の責務、行政の責務を明らかにし、市民参画と協働によるまちづくりの推進を規定する必要がある。
5	市民の権利・義務	条例では市民が主体であり、権利・義務を履行することが最低の必要条件である。主体的にまちづくりに参画し、豊かな地域社会の形成に努めることが求められる。
6	市民は主体的にまちづくりに参画し、豊かな地域社会の形成に努める	この条例は市民のためのものであり、自分の住むまち意識を高めることが基本かと思う。
7	「前文」及び「目的」である	この条例の全体像を盛り込み目的を明確にしている。3条以下は具体的な条文で「前文」「目的」の枝葉であると思う。
8	市政(行政)運営のあり方について、特に市民の参画、市民との協働の実現に向けて、その環境づくりのための基本事項を条文化すること。	厳しい行財政運営の中で、現在取り組むべき諸課題を解決し、また発展させるためには市民一人ひとりが市政運営に対し、積極的な関わりを持つことが求められている。
9	目的、基本原則、その他の条項は、あまり深く設定すると柔軟性を欠き、運用上問題がある。できるだけ下部条例となる一般条例で進めるべきで、最上位の憲法と云うべき形でまとめるほうが良い。	考え方をきちんと整理しないと、市民も行政も議会も、どうあるべきかの議論にならない。
10	環境と行政改革	1緑に代表される北本市の環境の悪化を止めていきたい。少なくとも減速したい。 2情報公開、説明責任～市の体質まで行政執行等の改革等市民の考えと希望を含めたものを中心としたい。
11	住民自治のもと安心して生活できる市民の権利と義務	安心、安全、子育ての充実している条例 福祉の充実をもう少し取り入れたら
12	5市民の権利・義務 7情報共有の原則と施策 14参加協働の推進 21コミュニティの意義と支援 22市区町村及び執行機関の基本的な役割責務	市政と市民が一体となるには協働、情報、コミュニティが大切であると思います。
13	懇話会で発案された全てに条例案	参加者がそれぞれの想いを込めて発案されたものであり、全てを尊重すべき。また、参加者の発案で理解が難しいところがあれば、徹底的に議論を尽くすべき。しかる後に参加者相互において「中心的条文」なるものが浮かびあがるものと思料。
14	目的、責務、基本原則、基本原則を具現化すべき基本施策等 雑則	全てが重要ですが・・・、基本原則が一番この条例で中心となってくるものだと思います。本市における自治を具現化していくための基本要素と考えられることが理由です。基本原則に何を据えるかについては答えに至っていません。

## 条例の中心となる条文

15	<p>市民の市政への「参画」と「協働」が中心条文 行政側からの「情報公開」と市民側からの「状況の告知」が補完的必須の条文である。</p>	<p>この条例の目的が、市民の市政への「参画」と「協働」についてのものであるから。また、参画と協働の十分な成果をあげるためには、行政側からの「情報公開」が不可欠の要因であり、市が変化に対する速やかな対応を行うためには、住民側からの現状（或いは異変）についての速やかな告知がなければならないと考える。</p>
16	<p>個別の条文ではないが、前文と目的、基本原則が最も重要であると思います。その他の条文についても、協働と市政への市民参加、情報共有などが重要であると思います。 尚、前文に結果責任は主権者である住民にあることを明記する必要があると思うので、たとえば……結果責任は市民にあるという自覚のもと……というような文言を入れる必要があると思います。</p>	
17	<p>市民の権利・責務 事業者の権利・責務 首長の責務 市議会・市議会議員の役割と責務</p>	<p>北本市の再生の方向というものは、文化の香り高い風格のあるまちを目指し、市民にとって選択肢の多い多様で魅力に富むまちづくりでなければならない。</p>

### 中心条文BEST5

1 参加・協働の推進	8
2 市民の権利・義務	5
3 情報共有の原則	4
4 前文	3
5 基本原則	2
5 目的	2

## 条例を制定する意義

条例を制定する意義(理由)	
1	<p>1 地方分権により、どんなまちにするかを市民が選択し、決定することになった。</p> <p>2 市民が主体となつて的確に判断・決定できるよう市民の活動を行政、議会で応援する仕組、条件、環境整備が必要になる。</p> <p>3 行政や議会も「市民のため」という原点に立ち戻り頑張るための行動基準や心構えを明らかにする。</p>
2	北本が、住みやすいまちとしてあり続けるため、まちづくりの主体は住民であるという認識を深め、住民自治の実現を図ろうとするもの
3	地方自治の時代を迎え、国を頂点とする行政におんぶにだっこ時代ではなくなった。これからは我々市民が主役となつて我々の住む北本を「安心して生活ができる」まちにすべくそのバックボーンとなる条例が必要であるため。
4	市民との協働のまちづくりを推進するための仕組・ルールを明らかにすること。
5	地方分権の時代で自立した地域社会の実現が求められている。社会環境の変化に対応する事、これからの考え方、仕組を制度化することが必要で自治の基本理念、また自治体の最高規範性の内容盛り込み、担保することで意義がある。
6	市民、議会、市の役割を定め、市民自らが参画・協働することによって、日々安心してらせる北本市の実現を目指すこと。
7	「主権は住民」という基本理念を思い起こし、これからの「北本」を安心・安全に発展・成長させるための指針である。権利を主張し、義務を果たしてこそ善良な住民になれるのである。
8	本懇話会の第3回目から第6回のグループ別会議において条例制定の意義(目的)について話し合わせ、自治基本条例の制定に向け、その必要性が確認されたことと認識しています。この段階で改めてこのことについて各委員の意見を問うことの意図がわかりません。
9	地方自治のあり方が、中央集権型から地方分権型に移行するにあたり、地方自治のあり方を見直し整理する必要がある。
10	市民として北本市の基本方向と基本的取組み方等を今後、全ての事業(ハードからソフトまで)についての指針となるものを定めたい。
11	自治体のあり方や市民の役割、議会の役割等を規定し、行政組織をどう動かすか、住民が住んでよかったというような夢の持てる街作りを目指す。
12	前文に掲げる基本理念に基づいて、市政運営の基本原則を示し、市議会、執行機関である市長、職員が各々の責務を明らかにし、市民自ら参加し、情報を共有し、協働することにより、個性豊かで活力に満ち安心して暮らせる北本市の実現を図ることを目的とする
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会環境の変化の中、真の「市民の市民による市民のための条例」が制定されるべき情勢となってきた(歓迎すべき変化ととらえる)</li> <li>・今こそ生活基盤を共有する市民が自ら(含家族)を立脚点において「共生」と「発展」を図る制度が重要</li> </ul>
14	自己決定自己責任のもと、地方自治法その他の法令の範囲内で本市における自治の仕組みを条例で定め、市政運営の方法を明確にする
15	<p>北本市が将来にわたり安心して住めるまちであるために、自治の理念に基づき、市民の権利と責任を明らかにし、市民の市政への参画と協働のあり方についての基本事項を定めることを目的とする。</p> <p>注1) 自治には「住民自治」と「団体自治」がある。われわれにとっての団体自治とは北本市の自治である。私は、此の条例の目的は、住民自治についてのものであり、市議会と市長の役割などについては、住民自治にかかわりのある部分についてのみ条文化するべきではないかと考える。したがって目的の中に市議会・市長の責務については含めなくとも良いのではないかと考える。(これが、まちづくり自治基本条例にすときは、目的の内容は変わるであろう)</p> <p>注2) 原案の目的には「市民責務」はあるが、「市民の権利」の文言がない。「権利」の文言を入れるべきと考える。</p> <p>注3) 原案は、目的を安心して生活出来る北本市の実現を図ることとしているが、此の条例の直接の目的は、「市民の市政への参画と協働のあり方についての基本事項を定めること」ではないかと考える。</p> <p>究極の目的である「安心して生活出来る北本市の実現」については、前文に入れるか、条文の前に記述するほうがよいのではないかと考える。</p>

## 条例を制定する意義

16	<p>市民と行政の協働により、住民自治による北本市の経営を行うため、市民、行政各々の責務を明確にする事と、情報の共有が必要、更に、市の施策を初期の計画段階から市民が参画する事が必要であり、特に予算策定段階から、市民が参画することが重要。</p> <p>財政状況など市民にとって判りやすい説明がなされる事を期待（従来の公会計の様な単年度の収支中心の予算でなく一般の企業会計のように B/S P/L 市の保有資産の評価、また予算比も当初予算との比較のみで無く、進行状況、あるいは落着見込みとの予算比などを開示する）</p> <p>これ等の事を担保するための基本条例を制定することに意義がある。</p> <p>大方の市民が知らないうちに何かが出来てしまう事の無いようにしたい。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前文は、条例制定の背景を説明（現状の課題や時代の変化への対応など）本市のまちづくりの基本理念を定めて将来像を掲げ、市民、議会、市長及び職員の職務を明確にし、その実現に向け取り組みます。</li> <li>・ 目的は、北本市の住民自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会、行政などの職務を明らかにし、情報を共有し、協働による自治を推進する。</li> </ul>

### < 抽出されたキーワード >

・ 地方分権社会	3
・ 市民主体のまちづくり	6
・ 自己決定・自己責任	1
・ 住みやすい安心して暮らせるまちづくり	1
・ 自治の仕組み・市政運営の基本原則を示す	1
・ 自治体の最高規範	1
・ 市民・市長・議会の役割の明確化	6
・ 市民と行政との協働によるまちづくり	6
(含)市民参画 ・ 情報共有	

## 条例の名称について

	適当と思う条例の名称	名称を選んだ理由
1	北本市まちづくり基本条例	市民が主体となってまちをつくるという意味でわかりやすい
2	北本市まちづくり基本条例	「まちづくり」か「自治」かで迷いました。山口先生の説明やこれまでの会議の流れを考えると、「北本市自治基本条例」に軍配が上がるだろうと思いますが、個人的には「まちづくり」という表現のほうが馴染みやすいです。どんなまちにしたいのか、そこに自分の意思を反映させながら参画協働を促え、市民意識の高揚に伴い自治が実現するのではと思います。
3	北本市市民自治基本条例	市民による市民のための自治であることを明確にするため「市民」を冠する
4	北本市まちづくり自治基本条例	市民自治による仕組みとまちづくりの基本的な方向を示す条例とすべきと考えるから
5	北本市自治基本条例	北本市の憲法ともなるものであり基本条例とし、特定または、限定の名称にはしないほうが好ましい。
6	北本市自治基本条例	【基本】 - 北本市の最高法規とするものであるから 【住民・市民】 - 定義が現段階で曖昧であるから除く
7	北本市まちづくり自治基本条例	漢字ばかりで堅苦しい。市民に親しみを与え、かつ、やさしさが伝わると思われる。
8	北本市まちづくり自治基本条例	「まちづくり」の字句を挿入することにより「自治」の意味合いを補完し、かつ、一般市民に本条例に対する親しみや馴染みやすさを醸成させることに繋がると思われる。
9	北本市住民自治基本条例	北本市自治基本条例としていけない事ではないが、市民に密着した意識を持たせる、市民側の意識を引きつける意味から住民を入れた方が意識を向けさせるのに良い。
10	北本市(市)民基本条例	市民全体としての望ましい北本市を構築していくため、基本的な考え方、方法等を定める条例でありたい。 3定義規定から「市民」としたが、住民のほうがあたりは良いと思う。
11	北本市自治基本条例	市民に一番理解されやすいのではないかと思います。
12	北本市自治基本条例	自治基本条例は最高規範性を持たせることに依り自治体の憲法である。
13	きたもと自治条例	1 北本市民の条例であるが、地域（今後の広域も視野にいられて）としての「きたもと」とした。 2 名称は堅苦しくなく簡潔とした。
14	北本市自治基本条例	・まちづくりに関することからすべてを条例の中に盛り込もうと考えると検討事項が多く、時間がかかりかかってしまうこと。 ・住民の自治に焦点を絞り、その基本的なインフラとなること（これが最重要になると思います。） <住民自治の「住民」について> 住民自治という言葉は、憲法で保障されている地方公共団体における団体自治・住民自治という言葉から引用されているものではないかと思います。住民自治の結果が団体の意思となり団体自治として対外的に限定して定める必要はないのではないかと考えます。よって、「住民」の文字は必要ないと思います。

## 条例の名称について

15	北本市住民自治基本条例	<p>この条例は「住民自治」についてのものであり、「団体自治」についてのものではないと考えるから。また「住民」とするのは、「市民」の概念には自治の概念が重なるが、「住民」にはそれがないと感ずるので住民自治といっても自治についての重複感がないと思えるから。</p> <p>&lt;地方自治法では、住民を市内に住所を有するものとなっているので、北本に住居はないが、北本市内の事業所に勤務するものや北本市の学校に通学するもの、北本市外に事務所があるが北本で事業を行うものなどをこの条例の住民の対象にする場合は、「住民」について地方自治法と異なった定義が必要になると考える。</p>
16	北本市住民自治基本条例もしくは北本市市民自治基本条例	<p>北本に住んでいる人、北本で働いている、学んでいる（非住民登録者）あるいは北本に資産を保有しているものなど、北本という自治体に関連する人々を全て網羅し、協働し、結果責任を負いながら市民（住民）自ら北本の経営に参画していることが表せる名称が望ましい</p> <p>尚、資産を保有しているが住民登録を行っていない者の、たとえば、車などの放置、道路上に大きくはみ出している立木の伐採、火災などを誘発する恐れのあるものの放置、等 などについて市が代執行できる条例の制定が必要、（これは住民であっても同様）</p> <p>市議会の決議により代執行を行い当然ながら費用弁償の義務を負わせる事が必要</p>
17	北本市住民自治条例	<p>主婦でもわかりやすく、市民が誰でも守れ、市民の目線で作成し、実行できる条例である。</p>

北本市自治基本条例	6
北本市まちづくり自治基本条例	3
北本市住民自治基本条例	3
北本市まちづくり基本条例	2
北本市市民自治基本条例	1
北本市(市)民基本条例	1
きたもと自治条例	1
北本市住民自治条例	1